

尾張旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の

専決処分の承認を求めることについて

討論要旨 榊原利宏議員

本案は、令和7年度の国民健康保険税の課税限度額を、基礎課税分で1万円引き上げ66万円、後期高齢者支援金分を2万円引き上げて26万円にするものであります。介護納付金分と合わせますと、109万円になります。

私の討論は、この部分について反対をするものです。

本来、高所得者は、その所得に応じた保険料を支払うのが筋です。しかし、国民健康保険の課税限度額引上げには以下の問題があります。

第1は、他の被用者保険と比較して、例えば国保が協会けんぽと比べて、はるかに高額になることです。原因は、均等割・平等割の存在や事業主負担がなく、それでいて国や自治体の財政支援が不十分なことです。

具体的に計算をしてみますと、本市国保では、令和7年度課税限度額109万円に到達するのは、総所得金額で850万円、課税所得で807万円です。

この課税所得ですと、サラリーマンの場合、協会けんぽの保険料、およそ年間60万円から70万円程度であります。一方、国保加入者は109万円、これは賦課限度額、課税限度額に限らず、普通に保険税を比較しても同様のことが言えます。

限度額の引上げで応能負担を強化する意味は理解しますが、この不公平をまず解消すべく、政府による国保財政の支援、およそ1兆円出すことにより、均等割・平等割を廃止するべきです。

また、政府や自治体による財政支援を増やすことが求められます。

第2に、課税限度額の上昇は、保険税の引上げといたちごっこを繰り返しており、際限のない引上げになっていることです。平成12年度以降、今回を含めると、21回の引上げが行われております。

保険税を上げれば、課税限度額に到達する人が増えるので、課税限度額を引き上げて到達する世帯を減らします。これは、被用者保険が課税限度額に到達する人の割合を0.5から1.5%にしているので、国保もそうするために、毎年のように課税限度額を引き上げており、際限がありません。

以上から、本承認案には反対であると表明して、討論を終わります。